

議案第13号

鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部改正について

鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部改正について、別紙のとおり提出します。

平成27年3月16日

鳥取県教育委員会教育長 山本 仁志

◇鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部改正について

1 訓令の改正理由

事務処理権限の見直しを行うこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 訓令の概要

- (1) 教育委員会及び教育長の決裁事項のうち、教育次長等に専決させる事項を定める。
- (2) 本庁組織、教育機関、地方機関の個別の専決事項及び委任決裁事項は、教育長が別に定めることができるものとする。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、平成27年4月1日とする。

鳥取県教育委員会訓令第 号

鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年 月 日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

第1条 鳥取県教育委員会事務処理権限規程（平成22年鳥取県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(13) 略</p> <p><u>(14) 教育次長等 組織規則第7条第2項に規定する教育次長及び次長をいう。</u></p> <p><u>(15) 略</u></p> <p><u>(16) 略</u></p> <p>(教育委員会の決裁事項)</p> <p>第3条 略</p> <p>(教育委員会の権限に属する事務の専決事項)</p> <p>第4条 教育委員会の権限に属する事務のうち教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和55年鳥取県教育委員会規則第2号。以下「委任規則」という。）第2条各号に掲げる事務についての教育長、<u>教育次長等</u>、課長等及び所長等の専決事項は、それぞれ別表第1の各項の表の事務処理権限の区分の専決権者の欄に○印により定めるとおりとする。</p> <p>(教育委員会への報告)</p> <p>第5条 教育長は、前条の規定により自ら又は<u>教育次長等</u>、課長等若しくは所長等が専決した事務について、必要があると認めるときは、これを教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>(代決)</p> <p>第6条 <u>教育長、教育次長等、課長等及び所長等の専決事項</u>についての代決は、正当決裁権者があら</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(13) 略</p> <p>(14) 略</p> <p><u>(15) 略</u></p> <p>(教育委員会の決裁事項)</p> <p>第3条 略</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要があると認めるときは、教育委員会の決裁事項を教育長に専決させることができる。</u></p> <p>(教育委員会の権限に属する事務の専決事項)</p> <p>第4条 教育委員会の権限に属する事務のうち教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和55年鳥取県教育委員会規則第2号。以下「委任規則」という。）第2条各号に掲げる事務についての教育長、課長等及び所長等の専決事項は、それぞれ別表第1の各項の表の事務処理権限の区分の専決権者の欄に○印により定めるとおりとする。</p> <p>(教育委員会への報告)</p> <p>第5条 教育長は、<u>第3条第2項</u>又は前条の規定により自ら又は課長等若しくは所長等が専決した事務について、必要があると認めるときは、これを教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>(代決)</p> <p>第6条 <u>別表第1の各項の表の事項の欄に掲げる事項</u>についての代決は、正当決裁権者があらかじめ</p>

かじめ定める職員が行うことができるほか、次の表の第1欄及び第2欄の区分に応じて、それぞれ当該第3欄に掲げる第1順位者が行い、正当決裁権者及び第1順位者がともに不在のときは、それぞれ当該第4欄に掲げる第2順位者が行うことができる。

組織	正当決裁権者	第1順位者	第2順位者
1 本庁	教育長	教育次長等	主務課長等
	略		
略			

2 略

(教育長事務に係る教育長の決裁事項)

第9条 次に掲げる事務(以下「教育長事務」という。)について教育長が別に定めるところにより自ら決裁することとした事項は、別表第2の事務処理権限の区分の教育長の欄に○印により示すとおりである。

(1)・(2) 略

(教育長事務の専決事項)

第10条 教育長事務について教育長が別に定めるところにより教育次長等及び課長等の共通の専決事項とした事項は、それぞれ別表第2の事務処理権限の区分の専決権者の欄に○印により示すとおりである。

2 教育長事務について教育長が別に定めるところにより所長等の共通の専決事項とした事項は、別表第3の事務処理権限の区分の専決権者の欄に○印により示すとおりである。

3 前2項に定めるもののほか、教育長事務について教育次長等、課長等及び所長等が専決する事項については、教育長が別に定める。

定める職員が行うことができるほか、次の表の第1欄及び第2欄の区分に応じて、それぞれ当該第3欄に掲げる第1順位者が行い、正当決裁権者及び第1順位者がともに不在のときは、それぞれ当該第4欄に掲げる第2順位者が行うことができる。

組織	正当決裁権者	第1順位者	第2順位者
1 本庁	教育長	教育次長又は次長	主務課長等
	略		
略			

2 略

(教育長事務に係る教育長の決裁事項)

第9条 次に掲げる事務(以下「教育長事務」という。)について教育長が別に定めるところにより自ら決裁することとした事項は、別表第2及び別表第3の各項の表の事務処理権限の区分の教育長の欄に○印により示すとおりである。

(1)・(2) 略

(教育長事務の専決事項)

第10条 教育長事務について教育長が別に定めるところにより課長等の共通の専決事項とした事項は、別表第2の事務処理権限の区分の専決権者の欄に○印により示すとおりである。

2 教育長事務について教育長が別に定めるところにより課長等の個別の専決事項とした事項は、別表第3の各項の表の事務処理権限の区分の専決権者の欄に○印により示すとおりである。

3 教育長事務について教育長が別に定めるところにより所長等の共通の専決事項とした事項は、別表第4の事務処理権限の区分の専決権者の欄に○印により示すとおりである。

4 教育長事務について教育長が別に定めるところにより所長等の個別の専決事項とした事項は、別表第5の各項の表の事務処理権限の区分の専決権者の欄に○印により示すとおりである。

(教育長事務の専決事項が重複する場合の措置)

第11条 重複する場合について教育長が別に定めた事項は、次のとおりである。

(1) 別表第2に掲げる専決事項と別表第3の各

<p>(教育長事務の委任決裁事項)</p> <p><u>第11条</u> 教育長事務について教育長が別に定めるところにより課長等又は所長等に委任した事項は、別表第2及び別表第3の事務処理権限の区分の委任決裁権者の欄に○印により示すとおりである。</p>	<p>項の表に掲げる専決事項とが重複する場合には、<u>重複する限度において別表第3による。</u></p> <p>(2) <u>別表第4に掲げる専決事項と別表第5の各項の表に掲げる専決事項とが重複する場合には、重複する限度において別表第5による。</u></p> <p>(教育長事務の委任決裁事項)</p> <p><u>第12条</u> 教育長事務について教育長が別に定めるところにより課長等又は所長等に委任した事項は、別表第2、別表第3の各項の表、別表第4及び別表第5の各項の表の事項の欄に掲げるもののうち、これらの表の事務処理権限の区分の委任決裁権者の欄に○印により示すとおりである。</p>
<p><u>2 前項に定めるもののほか、教育長事務について課長等及び所長等が委任決裁する事項については、教育長が別に定める。</u></p>	<p>(教育長事務の委任決裁の留保)</p> <p><u>第13条</u> 略</p>
<p>(教育長事務の委任決裁の留保)</p> <p><u>第12条</u> 略</p>	<p>(教育長事務の委任決裁の留保)</p> <p><u>第13条</u> 略</p> <p>(教育長事務の委任決裁事項が重複している場合の措置)</p> <p><u>第14条</u> <u>委任決裁事項(第12条に掲げるものに限る。)</u>が重複する場合について教育長が別に定めた事項は、次のとおりである。</p> <p>(1) <u>別表第2に掲げる委任決裁事項と別表第3の各項の表に掲げる委任決裁事項とが重複する場合には、重複する限度において別表第3による。</u></p> <p>(2) <u>別表第4に掲げる委任決裁事項と別表第5の各項の表に掲げる委任決裁事項とが重複する場合には、重複する限度において別表第5による。</u></p>
<p>(教育機関の長の権限の執行等)</p> <p><u>第13条</u> 略</p> <p>(教育長事務の代決、事務処理の制限又は類推による専決)</p> <p><u>第14条</u> 第10条から前条までに掲げるもののほか、教育長事務の専決、委任決裁及び代決について教育長が別に定めた事項は、次のとおりである。</p> <p>(1) <u>教育長事務の代決については、第6条の規定の例による。</u></p>	<p>(教育機関の長の権限の執行等)</p> <p><u>第15条</u> 略</p> <p>(教育長事務の代決、事務処理の制限又は類推による専決)</p> <p><u>第16条</u> 第10条から前条までに掲げるもののほか、教育長事務の専決、委任決裁及び代決について教育長が別に定めた事項は、次のとおりである。</p> <p>(1) <u>別表第2、別表第3の各項の表、別表第4及び別表第5の各項の表の事項の欄に掲げる事項の代決については、第6条の規定の例による。</u></p>

<p>(2) <u>教育長事務</u>の事務処理の制限については、第7条の規定の例による。</p> <p>(3) <u>別表第2</u>及び<u>別表第3</u>に掲げられていない事項の類推による専決については、第8条の規定の例による。</p> <p>(補助執行事務に係る決裁)</p> <p><u>第15条</u> 略</p> <p>(雑則)</p> <p><u>第16条</u> 略</p>	<p>(2) <u>別表第2</u>、<u>別表第3</u>の各項の表、<u>別表第4</u>及び<u>別表第5</u>の各項の表の事項の欄に掲げる事項の事務処理の制限については、第7条の規定の例による。</p> <p>(3) <u>別表第2</u>、<u>別表第3</u>の各項の表、<u>別表第4</u>及び<u>別表第5</u>の各項の表の事項の欄に掲げられていない事項の類推による専決については、第8条の規定の例による。</p> <p>(補助執行事務に係る決裁)</p> <p><u>第17条</u> 略</p> <p>(雑則)</p> <p><u>第18条</u> 略</p>
---	---

第2条 鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第3条、第4条、第7条、第8条関係)

1 一般の事務に関する事務処理権限

事項		事務処理権限の区分				
種類	内容	教 育 委 員 会	専決権者			
			教 育 長	教 育 次 長 等	課 長 等	所 長 等
一 補助金等に関する事務	1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第17条第1項の規定により教育委員会が行う国庫補助金等に関する事務のうち次に掲げる事務					
	(1) 交付決定の通知、補助事業等の遂行命令、一時停止命令又は是正措置命令、補助金等の額の確定及び通知並びに補助金等の返還命令					
	ア 重要なもの		○			
	イ 軽易なもの				○	
	(2) 検査の実施		○			
二 許可、認可等に関する事務	1 許可、認可、免許、承認、指定、命令、取消しその他の行政処分					
	(1) 特に重要なもの		○			
	(2) 重要なもの			○		
	(3) 軽易なもの				○	
三 その他の業務に関する事務	1 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針の決定等	○				
	2 教育財産の取得についての意見の申出		○			
	3 教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申出	○				

4	教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃	○				
5	附属機関の委員の任命					
	(1) 政策立案等に係る附属機関で教育委員会が必要と認めるもの	○				
	(2) 県立学校ごとに設置された附属機関に係るもの				○	
	(3) (1)及び(2)以外のもの		○			
6	附属機関への諮問	○				
7	表彰（鳥取県教育委員会表彰規程（昭和24年鳥取県教育委員会規則第12号）によるものを除く。）		○			
8	不服申立て又は訴訟に関する事務					
	(1) 不服申立ての裁決又は決定及び訴訟の処理方針に関するもの	○				
	(2) (1)以外のもの		○			
9	市町村に対する是正の要求、勧告又は指示	○				
10	告示、公告その他の公表					
	(1) 重要なもの		○			
	(2) 軽易なもの				○	
11	本庁、地方機関及び教育機関の職員（以下「事務部局職員」という。）のうち任用期間が1月未満の臨時的任用職員の任免及び給与の決定				○	○
12	一及び二並びに1から11までに掲げるもののほか					
	(1) 特に重要又は異例なもの	○				
	(2) 重要なもの		○			
	(3) 軽易なもの				○	○

2 教育総務課

事項		事務処理権限の区分			
種類	内容	教育委員会	専決権者		
			教育次長等	教育長	課長等
一 地方公務員法（昭和25年法律第261号）に関する事務（事務部局職員に係るものに限る。）	1 同法第17条の規定による職員の任命				
	(1) 理事監、教育次長等、課長等及び所長等並びにこれらに相当する職の職員（以下「管理職員」という。）に係るもの	○			
	(2) 管理職員以外の職員に係るもの		○		
	2 同法第26条の5の規定による自己啓発等休業の承認及び承認の取消し				
	(1) 管理職員に係るもの		○		
	(2) 管理職員以外の職員に係るもの				○
	3 同法第28条第1項及び第2項の規定による分限処分（心身の故障による休職を除く。）	○			
	4 同法第28条第2項の規定による休職の命令（同項第1号に該当		○		

	するものに限る。)				
	5 同法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定による定年退職者等の再任用		○		
	6 同法第29条第1項の規定による懲戒処分	○			
	7 同法第38条第1項の規定による営利企業等の従事の許可				
	(1) 非常勤職員及び臨時的任用職員以外の職員に係るもの		○		
	(2) 非常勤職員及び臨時的任用職員に係るもの				○
	8 同法第55条の2の規定による職員団体の業務に専ら従事することの許可		○		
	9 1から8までに掲げるもののほか				
	(1) 特に重要なもの		○		
	(2) 重要なもの			○	
	(3) 軽易なもの				○
二 職員の自己啓発等休業に関する条例(平成19年鳥取県条例第89号)に関する事務(事務部局職員に係るものに限る。)	1 同条例第7条第3項の規定による自己啓発等休業の期間の延長の承認				
	(1) 管理職員に係るもの		○		
	(2) 管理職員以外の職員に係るもの				○
	2 1に掲げるもののほか				
	(1) 特に重要なもの		○		
	(2) 重要なもの			○	
	(3) 軽易なもの				○
三 教育公務員特例法(昭和24年律第1号)に関する事務(事務部局職員に係るものに限る。)	1 同法第17条第1項の規定による兼職又は他の事業等の従事の許可				
	(1) 管理職員に係るもの			○	
	(2) 管理職員以外の職員に係るもの				○
	2 同法第22条第3項の規定による長期にわたる研修の命令				
	(1) 管理職員に係るもの			○	
	(2) 管理職員以外の職員に係るもの				○
	3 1及び2に掲げるもののほか				
	(1) 特に重要なもの		○		
	(2) 重要なもの			○	
	(3) 軽易なもの				○
四 職員の任用に関する規則(昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号)に関する事務(事務部局職員に係るものに限る。)	1 同規則第4条第2項の規定による任用候補者の提示の請求				○
	2 同規則第7条の規定による任用候補者の選択結果の通知				○
	3 同規則第8条の規定による採用又は昇任の選考の請求			○	
	4 同規則第9条の規定による職員の臨時的任用(6月以内に廃止される職及び単純な労務に従事する職への臨時的任用を除く。)の承認の請求				○
	5 1から4までに掲げるもののほか				
	(1) 特に重要なもの		○		
	(2) 重要なもの			○	
	(3) 軽易なもの				○
五 地方公務員の育児休業等	1 同法第2条第1項の規定による育児休業の承認				
	(1) 管理職員に係るもの		○		



に関する法律 (平成3年法律第110号)に 関する事務(事 務部局職員に 係るものに限 る。)	(2) 管理職員以外の職員に係るもの				○
	2 同法第3条第3項において準用する同法第2条第3項の規定による育児休業の期間の延長の承認				
	(1) 管理職員に係るもの		○		
	(2) 管理職員以外の職員に係るもの				○
	3 同法第5条第2項の規定による育児休業の承認の取消し				
	(1) 管理職員に係るもの		○		
	(2) 管理職員以外の職員に係るもの				○
	4 同法第10条第1項の規定による育児短時間勤務の承認				
	(1) 管理職員に係るもの		○		
	(2) 管理職員以外の職員に係るもの				○
	5 同法第11条第2項において準用する同法第10条第3項の規定による育児短時間勤務の期間の延長の承認				
	(1) 管理職員に係るもの		○		
	(2) 管理職員以外の職員に係るもの				○
	6 同法第12条において準用する同法第5条第2項の規定による育児短時間勤務の承認の取消し				
	(1) 管理職員に係るもの		○		
	(2) 管理職員以外の職員に係るもの				○
7 1から6までに掲げるもののほか					
(1) 特に重要なもの		○			
(2) 重要なもの			○		
(3) 軽易なもの				○	
六 昇給等に関する事務	1 事務部局職員、県立学校の事務職員、技術職員、介助職員及び現業職員並びに市町村立学校(学校組合立学校を含む。以下同じ。)の事務職員及び学校栄養職員の昇給等の決定及び給料の補正等				○
	2 1に掲げるもののほか				
	(1) 特に重要なもの		○		
	(2) 重要なもの			○	
	(3) 軽易なもの				○
七 退職手当に関する事務	1 職員の退職手当の支給に関する規則(昭和51年鳥取県規則第25号)に基づく事務のうち次に掲げる事務				
	(1) 同規則第3条の規定による退職手当の金額の決定				○
	(2) 同規則第8条第2項の規定による失業者退職手当受給資格者証の交付				○
	(3) 同規則第12条の規定による基本手当に相当する退職手当の支給日の指定				○
	(4) 同規則第13条第2項(同規則第21条において準用する場合を含む。)の規定による待期日数の間における失業の認定				○
	(5) 同規則第13条第4項(同規則第21条において準用する場合を含む。)の規定による失業の認定及び支給の制限を行うべき事実の有無の確認				○
	(6) 同規則第14条第4項の規定による受給資格者証の改定				○
	(7) 同規則第19条の2第2項の規定による失業者退職手当高齢受給資格者証の交付				○

	(8) 同規則第20条第2項の規定による失業者退職手当特例受給資格者証の交付				○
	2 現業職員の給与に関する規則（昭和32年鳥取県教育委員会規則第9号）第4条の規定による退職手当の金額の決定				○
	3 1及び2に掲げるもののほか				
	(1) 特に重要なもの		○		
	(2) 重要なもの			○	
	(3) 軽易なもの				○
八 教育組合に関する事務	1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第60条第4項の規定による教育組合の設置の許可についての知事に対する意見の申出		○		
	2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和31年政令第121号）第11条の規定による教育組合の規約変更等の許可についての知事に対する意見の申出		○		
	3 1及び2に掲げるもののほか				
	(1) 特に重要なもの		○		
	(2) 重要なもの			○	
	(3) 軽易なもの				○
九 その他の業務に関する事務	1 教育機関の設置又は廃止	○			
	2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定による教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価	○			
	3 人事の基本方針の決定等（事務部局職員に係るものに限る。）	○			
	4 教育長の任免その他の人事	○			
	5 教育長職務代行者の指定	○			
	6 鳥取県教育委員会表彰規程による表彰	○			
	7 事務部局職員の職員証の交付				○
	8 事務部局職員の履歴事項等の証明				○
	9 事務部局職員のうち非常勤職員及び任用期間が1月以上の臨時的任用職員の任免及び給与の決定				○
	10 一から八まで及び1から9までに掲げるもののほか				
	(1) 特に重要なもの		○		
	(2) 重要なもの			○	
	(3) 軽易なもの				○

3 小中学校課

事項		事務処理権限の区分			
種類	内容	教育委員会	専決権者		
			教育長	教育次長等	課長等
一 任免、服務	1 地方公務員法に基づく事務のうち次に掲げる事務				

及び昇給等に関する事務(市町村立学校(特別支援学校を除く。)の教職員(以下「市町村立学校教職員」という。)に係るものに限る。)	(1) 同法第17条の規定による職員(臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。)の任命				
	ア 校長に係るもの	○			
	イ 校長以外の職員に係るもの		○		
	(2) 同法第26条の5の規定による自己啓発等休業の承認及び承認の取消し				○
	(3) 同法第28条第1項及び第2項の規定による分限処分(心身の故障による休職を除く。)	○			
	(4) 同法第28条第2項の規定による休職の命令(同項第1号に該当するものに限る。)				○
	(5) 同法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定による定年退職者等の再任用				○
	(6) 同法第29条第1項の規定による懲戒処分	○			
	(7) 同法第38条第1項の規定による営利企業等の従事の許可				○
	(8) 同法第55条の2の規定による職員に対する職員団体の業務に専ら従事することの許可		○		
	2 職員の自己啓発等休業に関する条例第7条第3項の規定による自己啓発等休業の期間の延長の承認				○
	3 地方公務員の育児休業等に関する法律に基づく事務のうち次に掲げる事務				
	(1) 同法第2条第1項の規定による育児休業の承認				○
	(2) 同法第3条第3項において準用する同法第2条第3項の規定による育児休業の期間の延長の承認				○
	(3) 同法第5条第2項の規定による育児休業の承認の取消し				○
	(4) 同法第10条第1項の規定による育児短時間勤務の承認				○
	(5) 同法第11条第2項において準用する同法第10条第3項の規定による育児短時間勤務の期間の延長の承認				○
	(6) 同法第12条において準用する同法第5条第2項の規定による育児短時間勤務の承認の取消し				○
	4 職員の任用に関する規則に基づく事務のうち次に掲げる事務				
	(1) 同規則第8条の規定による採用又は昇任の選考の請求		○		
	(2) 同規則第9条の規定による職員の臨時的任用(6月以内に廃止される職及び単純な業務に従事する職への任用を除く。)の承認の請求				○
	5 教育職給料表の適用を受ける職員の昇給等の決定及び給料の補正等				○
	6 人事の基本方針の決定等	○			
	7 1から6までに掲げるもののほか				
	(1) 特に重要なもの		○		
	(2) 重要なもの			○	
	(3) 軽易なもの				○
二 教育公務員特例法に関する事務(市町村立学校教職	1 同法第11条の規定による教員の採用又は昇任の選考		○		
	2 同法第22条第3項の規定による長期にわたる研修の命令				○
	3 1及び2に掲げるもののほか				
	(1) 特に重要なもの		○		

員に係るものに限る。)	(2) 重要なもの			○	
	(3) 軽易なもの				○
三 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に関する事務	1 同法第5条第1項の規定による普通免許状（特別支援学校教諭及び養護教諭に係るものを除く。）の授与				
	(1) 重要なもの		○		
	(2) 軽易なもの				○
	2 同法第5条第3項の規定による特別免許状（特別支援学校教諭に係るものを除く。）の授与		○		
	3 同法第5条第6項の規定による臨時免許状の授与（特別支援学校の教員に対するものを除く。）				○
	4 同法第9条の2の規定による免許状（特別支援学校教諭及び養護教諭に係るものを除く。）の有効期間の更新又は延長				
	(1) 重要なもの		○		
	(2) 軽易なもの				○
	5 同法第11条の規定による免許状（特別支援学校教諭及び養護教諭に係るものを除く。）の取上げ		○		
	6 同法附則第2項の規定による教科外教授の担任の許可（特別支援学校の教員に対するものを除く。）		○		
	7 同法第15条の規定による免許状の書換又は再交付				○
	8 1から7までに掲げるもののほか				
	(1) 特に重要なもの		○		
(2) 重要なもの			○		
(3) 軽易なもの				○	
四 学校教育法（昭和22年法律第26号）に関する事務	1 同法第4条の規定による市町村の設置する中等教育学校の設置、廃止等の認可		○		
	2 同法第13条第1項の規定による市町村の設置する中等教育学校の閉鎖の命令		○		
	3 同法第13条第2項において準用する同条第1項の規定による市町村の設置する幼稚園の閉鎖の命令		○		
五 その他の業務に関する事務	1 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）第3条の規定による義務教育諸学校（特別支援学校を除く。）の学級編制の基準の決定	○			
	2 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第12条の規定による教科用図書採択地区の設定又は変更	○			
	3 鳥取県教員の指導改善研修の実施等に関する規則（平成20年鳥取県教育委員会規則第2号）第5条第1項又は第10条第1項の規定による認定（市町村立学校教職員に係るものに限る。）	○			
	4 市町村立学校教職員の履歴事項等の証明				○
	5 一から四まで及び1から4までに掲げるもののほか				
	(1) 特に重要なもの		○		
	(2) 重要なもの			○	
	(3) 軽易なもの				○

4 特別支援教育課

事項	事務処理権限
----	--------

種類	内容	の区分		
		教 育 委 員 会	専決権者	
			教 育 長	教 育 次 長 等
一 任免、服務及び昇給等に関する事務(県立又は市町村立の特別支援学校の教職員(以下「特別支援学校教職員」という。)に係るものに限る。)	1 地方公務員法に基づく事務のうち次に掲げる事務			
	(1) 同法第17条の規定による職員の任命			
	ア 校長及び管理職員に係るもの	○		
	イ 校長及び管理職員以外の職員に係るもの		○	
	(2) 同法第26条の5の規定による自己啓発等休業の承認及び承認の取消し			○
	(3) 同法第28条第1項及び第2項の規定による分限処分(心身の故障による休職を除く。)	○		
	(4) 同法第28条第2項の規定による休職の命令(同項第1号に該当するものに限る。)			○
	(5) 同法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定による定年退職者等の再任用			○
	(6) 同法第29条第1項の規定による懲戒処分	○		
	(7) 同法第38条第1項の規定による営利企業等の従事の許可			○
	(8) 同法第55条の2の規定による職員に対する職員団体の業務に専ら従事することの許可		○	
	2 職員の自己啓発等休業に関する条例第7条第3項の規定による自己啓発等休業の期間の延長の承認			○
	3 地方公務員の育児休業等に関する法律に基づく事務のうち次に掲げる事務			
	(1) 同法第2条第1項の規定による育児休業の承認			○
	(2) 同法第3条第3項において準用する同法第2条第3項の規定による育児休業の期間の延長の承認			○
	(3) 同法第5条第2項の規定による育児休業の承認の取消し			○
	(4) 同法第10条第1項の規定による育児短時間勤務の承認			○
	(5) 同法第11条第2項において準用する同法第10条第3項の規定による育児短時間勤務の期間の延長の承認			○
	(6) 同法第12条において準用する同法第5条第2項の規定による育児短時間勤務の承認の取消し			○
	4 職員の任用に関する規則に基づく事務のうち次に掲げる事務			
	(1) 同規則第8条の規定による採用又は昇任の選考の請求		○	
	(2) 同規則第9条の規定による職員の臨時的任用(6月以内に廃止される職及び単純な労務に従事する職への任用を除く。)の承認の請求			○
	5 教育職給料表の適用を受ける職員の昇給等の決定及び給料の補正等			○
	6 人事の基本方針の決定等	○		
	7 臨時的任用職員(任用期間が16日未満の者を除く。)の任免			○

	8 非常勤講師その他非常勤職員の任免その他の人事				○
	9 訓告処分に関する事務		○		
	10 1から9までに掲げるもののほか				
	(1) 特に重要なもの		○		
	(2) 重要なもの			○	
	(3) 軽易なもの				○
二 教育公務員 特例法に関する事務（特別 支援学校教職員に係るもの に限る。）	1 同法第11条の規定による教員の採用又は昇任の選考		○		
	2 同法第17条第1項の規定による兼職又は他の事業等の従事の許可				○
	3 同法第22条第3項の規定による長期にわたる研修の命令				○
	4 1から3までに掲げるもののほか				
	(1) 特に重要なもの		○		
	(2) 重要なもの			○	
	(3) 軽易なもの				○
三 教育職員免許法に関する 事務（特別支援学校教諭及 び養護教諭の免許状並びに 特別支援学校の教員に授与 する臨時免許状に係るもの に限る。）	1 同法第5条第1項の規定による普通免許状の授与				
	(1) 重要なもの		○		
	(2) 軽易なもの				○
	2 同法第5条第3項の規定による特別免許状の授与		○		
	3 同法第5条第6項の規定による臨時免許状の授与				○
	4 同法第9条の2の規定による免許状の有効期間の更新又は延長				
	(1) 重要なもの		○		
	(2) 軽易なもの				○
	5 同法第11条の規定による免許状の取上げ		○		
	6 同法附則第2項の規定による教科外教授の担任の許可				○
	7 1から6までに掲げるもののほか				
	(1) 特に重要なもの		○		
	(2) 重要なもの			○	
	(3) 軽易なもの				○
四 学校教育法に関する事務	1 同法第4条の規定による市町村の設置する特別支援学校の設置、 廃止等の認可		○		
	2 同法第13条第1項の規定による市町村の設置する特別支援学校の 閉鎖の命令		○		
五 その他の業 務に関する事務	1 県立特別支援学校の設置又は廃止		○		
	2 県立特別支援学校の課程、部科又は学科の設置、変更又は廃止		○		
	3 鳥取盲学校高等部保健医療科及び専攻科理療科並びに琴の浦高等 特別支援学校の募集生徒数又は入学者選抜方針の決定等		○		
	4 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する 法律第3条の規定による特別支援学校の小学部及び中学部の学級 編制の基準の決定		○		
	5 鳥取県教員の指導改善研修の実施等に関する規則第5条第1項 又は第10条第1項の規定による認定（特別支援学校教職員に係る ものに限る。）		○		
	6 県立特別支援学校の教職員の職員証の交付				○
	7 特別支援学校教職員の履歴事項等の証明				○
	8 一から四まで及び1から7までに掲げるもののほか				

	(1) 特に重要なもの		○		
	(2) 重要なもの			○	
	(3) 軽易なもの				○

5 高等学校課

事項		事務処理権限の区分			
種類	内容	教 育 委 員 会	専決権者		
			教 育 長	教 育 次 長 等	課 長 等
一 任免、服務及び昇給等に関する事務(県立高等学校の教職員に係るものに限る。)	1 地方公務員法に基づく事務のうち次に掲げる事務				
	(1) 同法第17条の規定による職員の任命				
	ア 校長及び管理職員に係るもの	○			
	イ 校長及び管理職員以外の職員に係るもの		○		
	(2) 同法第26条の5の規定による自己啓発等休業の承認及び承認の取消し				○
	(3) 同法第28条第1項及び第2項の規定による分限処分(心身の故障による休職を除く。)	○			
	(4) 同法第28条第2項の規定による休職の命令(同項第1号に該当するものに限る。)				○
	(5) 同法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定による定年退職者等の再任用				○
	(6) 同法第29条第1項の規定による懲戒処分	○			
	(7) 同法第38条第1項の規定による営利企業等の従事の許可				○
	(8) 同法第55条の2の規定による職員に対する職員団体の業務に専ら従事することの許可		○		
	2 職員の自己啓発等休業に関する条例第7条第3項の規定による自己啓発等休業の期間の延長の承認				○
	3 地方公務員の育児休業等に関する法律に基づく事務のうち次に掲げる事務				
	(1) 同法第2条第1項の規定による育児休業の承認				○
	(2) 同法第3条第3項において準用する同法第2条第3項の規定による育児休業の期間の延長の承認				○
	(3) 同法第5条第2項の規定による育児休業の承認の取消し				○
	(4) 同法第10条第1項の規定による育児短時間勤務の承認				○
	(5) 同法第11条第2項において準用する同法第10条第3項の規定による育児短時間勤務の期間の延長の承認				○
	(6) 同法第12条において準用する同法第5条第2項の規定による育児短時間勤務の承認の取消し				○
	4 職員の任用に関する規則に基づく事務のうち次に掲げる事務				
(1) 同規則第8条の規定による採用又は昇任の選考の請求		○			
(2) 同規則第9条の規定による職員の臨時的任用(6月以内に廃止される職及び単純な労務に従事する職への任用を除く。)				○	

	の承認の請求				
	5 教育職給料表の適用を受ける職員の昇給等の決定及び給料の補正等				○
	6 人事の基本方針の決定等	○			
	7 臨時的任用職員（任用期間が16日未満の者を除く。）の任免				○
	8 非常勤講師その他非常勤職員の任免その他の人事				○
	9 訓告処分に関する事務		○		
	10 1から9までに掲げるもののほか				
	（1）特に重要なもの		○		
	（2）重要なもの			○	
	（3）軽易なもの				○
二 教育公務員特例法に関する事務（県立高等学校の教職員に係るものに限る。）	1 同法第11条の規定による教員の採用又は昇任の選考		○		
	2 同法第17条第1項の規定による兼職又は他の事業等の従事の許可				○
	3 同法第22条第3項の規定による長期にわたる研修の命令				○
	4 1から3までに掲げるもののほか				
	（1）特に重要なもの		○		
	（2）重要なもの			○	
	（3）軽易なもの				○
三 学校教育法に関する事務	1 同法第4条の規定による市町村の設置する高等学校の設置、廃止等の認可		○		
	2 同法第13条第1項の規定による市町村の設置する高等学校の閉鎖の命令		○		
	3 同法第55条第1項の規定による技能教育施設の指定		○		
	4 同法第130条第1項の規定による市町村の設置する専修学校の設置、廃止等の認可		○		
	5 同法第133条第1項において準用する同法第13条第1項の規定による市町村の設置する専修学校の閉鎖の命令		○		
	6 同法第134条第2項において準用する同法の規定による市町村の設置する各種学校の設置、廃止等の認可		○		
	7 同法第136条第1項の規定による専修学校等の設置の勧告		○		
	8 同法第136条第2項の規定による認可を受けないで専修学校等の教育を行っている者に対する教育の停止の命令		○		
	9 1から8までに掲げるもののほか				
	（1）特に重要なもの		○		
	（2）重要なもの			○	
	（3）軽易なもの				○
四 その他の業務に関する事務	1 県立高等学校の設置又は廃止	○			
	2 県立高等学校の課程、部科又は学科の設置、変更又は廃止	○			
	3 県立高等学校の通学区域の指定	○			
	4 県立高等学校の募集生徒数又は入学者選抜方針の決定等	○			
	5 鳥取県教員の指導改善研修の実施等に関する規則第5条第1項又は第10条第1項の規定による認定（県立高等学校の教職員に係るものに限る。）	○			
	6 労働協約の締結（県立学校の教職員に係るものに限る。）	○			



	7 県立高等学校の教職員の職員証の交付				○
	8 県立高等学校の教職員の履歴事項等の証明				○
	9 一から三まで及び1から8までに掲げるもののほか				
	(1) 特に重要なもの		○		
	(2) 重要なもの			○	
	(3) 軽易なもの				○

6 文化財課

事項		事務処理権限の区分			
種類	内容	教 育 委 員 会	専決権者		
			教 育 長	教 育 次 長 等	課 長 等
一 文化財に関する事務	1 文化財の指定又は解除	○			

7 各教育局

事項		事務処理権限の区分			
種類	内容	教 育 委 員 会	専決権者		
			教 育 長	教 育 次 長 等	所 長 等
一 任免等に関する事務	1 市町村立学校の臨時的任用職員の任免及び給与の決定				○
	2 市町村立学校の非常勤講師その他非常勤職員の任免				○
	3 1及び2に掲げるもののほか				
	(1) 特に重要なもの		○		
	(2) 重要なもの			○	
	(3) 軽易なもの				○

別表第2（第9条－第11条、第14条関係）

一般の事務に関する事務処理権限

事項		事務処理権限の区分			
種類	内容	教 育 長	専決権者		委 任 決 裁 権 者
			教 育 次 長	課 長 等	
					課 長 等

			長 等		
一 教育行政の 企画及び調整 に関する事務	1 事務又は事業についての計画又は実施方針の決定				
	(1) 特に重要なもの	○			
	(2) 重要なもの		○		
	(3) 軽易なもの				○
二 教育委員会 の会議に関する 事務	1 議案、報告事項及び協議事項の決定	○			
三 県議会に関 する事務	1 報告事項の決定	○			
四 表彰、褒章 及び式典に関 する事務	1 表彰又は国が行う表彰若しくは叙位、叙勲に係る具申	○			
五 広報、広聴 及び統計に関 する事務	1 広報に関する事務				
	(1) 特に重要なもの	○			
	(2) 重要なもの		○		
	(3) 軽易なもの				○
	2 図書その他の印刷物の作成				
	(1) 特に重要なもの	○			
	(2) 重要なもの		○		
	(3) 軽易なもの				○
	3 統計に関する事務				
	(1) 特に重要なもの	○			
	(2) 重要なもの		○		
	(3) 軽易なもの			○	
	4 1から3までに掲げるもののほか				
	(1) 特に重要なもの	○			
(2) 重要なもの		○			
(3) 軽易なもの			○		
六 組織に関す る事務	1 行政組織の整備に関すること。	○			
七 服務及び研 修に関する事 務（本庁組織 の職員に係る ものに限る。）	1 出張、休暇その他服務に関する事務				
	(1) 地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第1項又は第3項において準用する同法第5条第2項の規定による部分休業の承認又はその取消し				
	ア 管理職員に係るもの	○			
	イ 管理職員以外の職員に係るもの				○
	(2) 職務に専念する義務の免除の承認（職務に専念する義務の特例に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第16号）第2条の表第9号又は第10号の事由に該当する場合を除く。）				
	ア 管理職員に係るもの	○			
	イ 管理職員以外の職員に係るもの				○
	(3) 病気休暇及び特別休暇の承認（職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第15号）第15条の				

	表第1号若しくは第2号（6日以内の場合を除く。）又は第16条の表第2号の事由に該当する場合を除く。）				
	ア 管理職員に係るもの	○			
	イ 管理職員以外の職員に係るもの				○
	(4) 外国旅行の命令及びその復命の受理	○			
	(5) 内国旅行の旅行命令その他の勤務命令及びその復命の受理				
	ア 管理職員に係るもの	○			
	イ 管理職員以外の職員に係るもの				○
	2 鳥取県教育委員会職員服務規程（平成9年鳥取県教育委員会訓令第1号）に基づく事務のうち次に掲げる事務				
	(1) 同訓令第11条第3項の規定による入退庁時間の管理				○
	(2) 同訓令第18条の規定による事故報告				○
	3 1及び2に掲げるもののほか				
	(1) 特に重要なもの	○			
	(2) 重要なもの		○		
	(3) 軽易なもの				○
八 任免、手当等に関する事務（本庁組織の職員に係るものに限る。）	1 非常勤職員及び臨時的任用職員の任免等に関する内申				○
	2 児童手当の受給資格及びその額の決定			○	
	3 1及び2に掲げるもののほか				
	(1) 重要なもの			○	
	(2) 軽易なもの				○
九 国及び他の地方公共団体等に関する事務	1 請願、陳情等に関する事務				
	(1) 請願又は陳情の処理				
	ア 特に重要なもの	○			
	イ 重要なもの		○		
	ウ 軽易なもの			○	
	(2) 国等に対する請願、陳情その他の要望	○			
	2 通達、進達、申請、副申、通知、照会、回答、報告、依頼、送付又は督促に関する事務				
	(1) 特に重要なもの	○			
	(2) 重要なもの		○		
	(3) 軽易なもの			○	
	3 国、他の公共団体等との協議	○			
	4 1から3までに掲げるもののほか				
	(1) 特に重要なもの	○			
	(2) 重要なもの		○		
	(3) 軽易なもの			○	
十 指導監督に関する事務	1 調査、報告の徴取、資料の提出の要求、措置命令その他の監督				
	(1) 特に重要なもの	○			
	(2) 重要なもの		○		
	(3) 軽易なもの			○	
十一 公文書に関する事務	1 鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第7条の規定による公文書（本庁組織が保有しているものに限る。）の開示請求に対する決定並びに期間の延長及び期間の延長の特例の決定				
	(1) 重要なもの	○			

(2) 軽易なもの			○	
2 鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）に基づく事務のうち次に掲げる事務				
(1) 同条例第6条の規定による個人情報取扱事務の登録又は登録の変更若しくは抹消（地方機関が要求した予算に係る事業で取り扱う個人情報に係るものを除く。）	○			
(2) 同条例第14条の規定による個人情報（本庁組織が管理しているものに限る。）の開示請求に対する決定、不存在通知及び期間の延長並びに同条例第18条の2の規定による開示請求を拒否する決定				
ア 重要なもの	○			
イ 軽易なもの			○	
(3) 同条例第18条の3第1項及び第24条の2第1項の規定による事案の移送の決定（本庁組織が管理している個人情報に係るものに限る。）				
ア 重要なもの	○			
イ 軽易なもの			○	
(4) 同条例第19条第1項の規定による口頭により開示請求ができる個人情報の決定	○			
(5) 同条例第23条第1項及び第2項の規定による個人情報（本庁組織が管理しているものに限る。）の訂正請求に対する決定及び期間の延長				
ア 重要なもの	○			
イ 軽易なもの			○	
(6) 同条例第24条の6第1項及び第2項の規定による個人情報（本庁組織が管理しているものに限る。）の利用停止請求に対する決定及び期間の延長				
ア 重要なもの	○			
イ 軽易なもの			○	
(7) 同条例第29条及び第30条第4項の規定による個人情報（本庁組織が管理しているものに限る。）の取扱いの是正の申出又は再申出に対する処理				
ア 重要なもの	○			
イ 軽易なもの			○	
3 行政手続法（平成5年法律第88号）に基づく事務のうち次に掲げる事務				
(1) 同法第5条第1項の規定による審査基準の設定	○			
(2) 同法第6条の規定による標準処理期間の設定	○			
(3) 同法第10条の規定による申請者以外の者からの意見の聴取				
ア 重要なもの	○			
イ 軽易なもの			○	
(4) 同法第12条第1項の規定による処分基準の設定	○			
(5) 同法第13条第1項の規定による聴聞の実施				
ア 重要なもの	○			
イ 軽易なもの			○	

	(6) 同法第13条第1項の規定による弁明の機会の付与				
	ア 重要なもの	○			
	イ 軽易なもの			○	
	(7) 同法第36条の3第3項の規定による処分を求める申出への対応				
	ア 重要なもの	○			
	イ 軽易なもの			○	
	4 鳥取県行政手続条例（平成6年鳥取県条例第34号）に基づく事務のうち次に掲げる事務				
	(1) 同条例第5条第1項の規定による審査基準の設定	○			
	(2) 同条例第6条の規定による標準処理期間の設定	○			
	(3) 同条例第10条の規定による申請者以外の者からの意見の聴取				
	ア 重要なもの	○			
	イ 軽易なもの			○	
	(4) 同条例第12条第1項の規定による処分基準の設定	○			
	(5) 同条例第13条第1項の規定による聴聞の実施				
	ア 重要なもの	○			
	イ 軽易なもの			○	
	(6) 同条例第13条第1項の規定による弁明の機会の付与				
	ア 重要なもの	○			
	イ 軽易なもの			○	
	(7) 同条例第34条の2第1項の規定による事前協議期間の設定	○			
	(8) 同条例第34条の3第3項の規定による事前協議の処理に関する異議の申出への対応	○			
	(9) 同条例第35条の規定による複数の者に対する行政指導に共通してその内容となる事項の設定				
	ア 重要なもの	○			
	イ 軽易なもの			○	
	(10) 同条例第35条の2第3項の規定による行政指導の中止等を求める申出への対応				
	ア 重要なもの	○			
	イ 軽易なもの			○	
	(11) 同条例第35条の3第3項の規定による処分又は行政指導を求める申出への対応				
	ア 重要なもの	○			
	イ 軽易なもの			○	
	(12) 同条例第39条第5項の規定による書類提出についての申出への対応	○			
	(13) 同条例第43条第5項の規定による県民からの依頼に応じないことについての異議の申出への対応	○			
	5 1から4までに掲げるもののほか				
	(1) 重要なもの	○			
	(2) 軽易なもの			○	
十二 鳥取県教	1 公印の新調又は改刻の登録請求				○

育委員会の公印の管守に関する事務（本庁組織に係るものに限る。）	2 公印の廃止の登録抹消請求				○
	3 公印の印影の印刷の承認申請				○
	4 1から3までに掲げるもの以外のもの				○
十三 鳥取県教育委員会の文書管理に関する事務（本庁組織に係るものに限る。）	1 文書管理主任及び文書管理補助員の指名				○
	2 1に掲げるもの以外のもの				○
十四 指定管理者制度に関する事務	1 指定管理候補者の選定	○			
	2 指定管理候補者に選定しようとする法人その他の団体との協議			○	
	3 指定管理者の募集要項の決定	○			
	4 審査委員会の開催			○	
	5 審査委員会の審査結果の通知	○			
	6 審査結果に係る異議申出に対する決定	○			
	7 審査結果、指定管理者の指定、事業報告書その他の事項についての公報による公表			○	
	8 審査結果、指定管理者の指定、事業報告書その他の事項についての公報以外による公表				
	(1) 重要なもの	○			
	(2) 軽易なもの			○	
	9 指定管理者に対する報告の請求、調査又は指示				
	(1) 重要なもの	○			
	(2) 軽易なもの			○	
	10 指定の取消し又は業務の停止の命令	○			
	11 指定の取消しに係る聴聞の実施	○			
12 業務の停止の命令に係る弁明の機会の付与	○				
13 1から12までに掲げるもののほか					
(1) 重要なもの	○				
(2) 軽易なもの			○		
十五 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に関する事務	1 同法第48条第1項の規定による市町村に対する教育に関する事務の適正な処理を図るための必要な指導、助言又は援助	○			
	2 同法第48条第4項の規定による教育に関する事務の処理について文部科学大臣に対する必要な指導、助言又は援助の要請	○			
	3 同法第53条第1項の規定による市町村委員会が管理及び執行する教育に関する事務の調査	○			
	4 同法第54条第2項の規定による市町村に対する資料又は報告の要求	○			
	5 同法第54条第2項の規定による文部科学大臣の要求への応答	○			
	6 1から5までに掲げるもの以外のもの	○			
十六 鳥取県県有地等における自動車の放	1 同条例に基づく知事の権限に属する事務のうち教育長にその権限を委任された事務で次に掲げるもの				
	(1) 同条例第4条第1項の規定による放置自動車の状況等の調				○

置に対する措置に関する条例（平成16年鳥取県条例第32号）に関する事務	査及び警告書の貼り付け				
	(2) 同条例第4条第2項の規定による警察署への通報				○
	(3) 同条例第4条第3項の規定による施錠の解錠及び車内の調査				○
	(4) 同条例第5条第1項の規定による放置自動車の移動及び保管				○
	(5) 同条例第5条第2項の規定による移動等の通知及びその旨の公示				○
	(6) 同条例第6条第1項の規定による放置自動車の撤去等の勧告				○
	(7) 同条例第6条第2項の規定による勧告に従うことの命令				○
	(8) 同条例第7条第1項の規定による放置自動車の引渡し				○
	(9) 同条例第7条第2項の規定による告示			○	
	(10) 同条例第7条第3項の規定による告示			○	
	(11) 同条例第7条第4項の規定による放置自動車の引渡し				○
	(12) 同条例第8条の規定による費用の請求				○
十七 その他の業務に関する事務	1 会議の開催に係る事務				
	(1) 特に重要なもの	○			
	(2) 重要なもの		○		
	(3) 軽易なもの				○
	2 講習会、講演会、展示会、競技会等の開催又は参加若しくは後援の決定				
	(1) 特に重要なもの	○			
	(2) 重要なもの		○		
	(3) 軽易なもの			○	
	3 知事との協議又は知事に対する意見の申出	○			
	4 協定書、覚書その他これらに類するものの締結				
	(1) 教育長の名において処理することが適当であるもの	○			
	(2) (1)以外のもの				○
	5 教育長の名において処理することが適当な寄稿				
	(1) 重要なもの	○			
	(2) 軽易なもの			○	
	6 報酬を伴わない市町村等の附属機関、他団体の検討委員会等の委員等への職員の就任の決定				
	(1) 管理職員に係るもの	○			
	(2) 本庁組織の管理職員以外の職員に係るもの				○
	7 職員の配置及び事務分掌の決定				○
	8 一から十六まで及び1から7までに掲げるもののほか				
(1) 特に重要なもの	○				
(2) 重要なもの		○			
(3) 軽易なもの				○	

別表第3を削る。

別表第4中「第10条―第12条、第14条、第16条関係」を「第10条、第11条、第14条関係」に、「共通事項」を「一般の事務に関する事務処理権限」に、「教育局及び学校以外の教育機関（本庁組織を除く。）」を「本庁機関以外の教育機関及び地方機関（）」に改め、同表を別表第3とする。

別表第5を削る。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。